

議案第 1 1 4 号

前橋市公共下水道条例の改正について

令和 7 年 9 月 2 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市公共下水道条例の一部を改正する条例

前橋市公共下水道条例（昭和 3 7 年前橋市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 1 6 条の表中「6 4 0 円」を「8 1 5 円」に、「1 1 0 円」を「1 3 5 円」に、「1 1 5 円」を「1 5 0 円」に、「1 2 5 円」を「1 5 5 円」に、「1 6 0 円」を「2 0 0 円」に、「1 9 0 円」を「2 3 7 円」に改める。

第 1 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「汚水排出量」を「使用料の算定に係る汚水排出量」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 水道水以外の水を使用した場合又は水道水及び水道水以外の水を併せ使用した場合にあっては、水道水以外の水に係る汚水排出量は、次項に規定する計測装置により計測した使用水量とする。ただし、当該装置を設置することができない場合その他汚水排出量を確知することができない場合は、その使用状況に応じ、管理者がこれを認定するものとする。

第 1 8 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号後段中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 2 項中「で、管理者が必要があると認めたときは、」を「は、使用者が」に、「計測のための装置」を「計測装置」に改める。

第 2 6 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 7 号中「第 1 8 条第 1 項第 4 号」を「第 1 8 条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条にただし書を加える改正規定並びに第 1 8 条及び第 2 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 6 条の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。

- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く公共下水道使用者の令和8年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。